

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。 都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合）が置かれ、保険者となる。 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、後期高齢者医療保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごとに保険料を設定、賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。 東温市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③医療給付に関する事務 ④高齢者保険事業に関する事務 ⑤医療費適正化に関する事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療システム 2. 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲） 別表 85項 （別表における利用範囲の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117項 【情報提供の根拠】 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL089-964-4400
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部市民課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 089-964-4471
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。申請者からのマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	東温市個人情報取扱規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	評価実施機関における担当部署	市民福祉部保険年金課 保険年金課長 門田 千志	市民福祉部市民課 市民課長 安井 重幸	事後	
平成28年12月27日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民福祉部保険年金課 089－964－4408	市民福祉部市民課 089－964－4471	事後	
平成28年12月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成26年12月25日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成30年4月12日	評価実施機関における担当部署	市民課長 安井 重幸	市民課長 河端 徳明	事後	
平成30年4月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成28年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成31年3月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和2年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第82項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事前	
令和4年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者	令和3年1月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月8日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。 都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合)が置かれ、保険者となる。 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険広域連合ごとに保険料を設定、賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。 東温市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付、再交付、返還受理 ③保険給付の受理 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険料の徴収	後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。 都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合)が置かれ、保険者となる。 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、後期高齢者医療保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごとに保険料を設定、賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。 東温市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付、再交付、返還受理 ③保険給付の受理 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険料の徴収	事後	
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付、再交付、返還受理 ③保険給付の受理 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険料の徴収	①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③医療給付に関する事務 ④高齢者保険事業に関する事務 ⑤医療費適正化に関する事務	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第59項 (別表第一における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 85項 (別表における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第82項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和6年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 申請者からのマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	東温市個人情報取扱規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	